

## 粉じん関係施設

### 青森県公害防止条例(昭和47年青森県条例第2号)別表第2

番号	施設 の 名 称	施設 の 規 模
1	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が 500m <sup>2</sup> 以上 1,000m <sup>2</sup> 未満であること
2	ベルトコンベア及びバケットコンベア(鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。)	次のいずれかに該当すること ・ベルトの幅が 50cm 以上 75cm 未満であること ・バケットの内容積が 0.02 m <sup>3</sup> 以上 0.03 m <sup>3</sup> 未満であること
3	破碎機及び摩砕機(鉱物、岩石又はセメント用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 25kW 以上 75kW 未満であること
4	粉碎機及び研磨機(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 3.75kW 以上であること
5	ふるい(鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	原動機の定格出力が 7.5kW 以上 15kW 未満であること
6	動力打綿機及び動力混打綿機	
備考 鉱山保安法(昭和 24 年法律第 70 号)第2条第2項本文に規定する鉱山に設置される施設、電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号)第2条第1項第 12 号に規定する電気工作物である施設及びガス事業法(昭和29年法律第 51 号)第2条第 10 項に規定するガス工作物である施設を除く。		